

「子育て世帯への住宅施策に係る広報・周知」業務委託仕様書

1 業務名

子育て世帯への住宅施策に係る広報・周知業務

2 委託業務履行期限

令和8年3月31日

ただし、広告開始日については、令和7年7月上旬頃を目安とし、事前に県と協議の上決定すること。

3 業務の目的

「若者・Z世代応援パッケージ」の一環として、良質な住宅と暮らしやすい住環境を確保することで新婚・子育て世帯の転入・定住及び地域の活性化を図ることとしている。施策の実効性を高めるには、対象者である新婚・子育て世帯に広く周知することが必要であるため、対象者に向けた効率的なターゲティングの手法を用いて、対象地域での住宅取得、住み替えに係る意欲の向上に資する効果的な広報を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 基本的な事項

ア 子育て世帯への住宅施策

以下のホームページに掲載する施策のうち、民間住宅への入居促進に係る施策

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks26/r5_kosodate/kentoukai.html

イ 施策の対象地域

(ア) 民間賃貸住宅への住み替え補助

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

(イ) 子育て世帯が暮らしやすい良質な住宅の取得補助

(ア)のうち、県が指定する「子育て住宅促進区域」内（令和7年4月1日時点において、尼崎市、川西市、猪名川町の一部の区域を指定済）

ウ 広報のターゲット

新婚世帯（合計年齢が80歳以下の夫婦のみの世帯）、子育て世帯（18歳未満の子供がいる世帯）のうち、住宅の取得又は住み替えを検討する者（以下「子育て世帯等」という。）

(2) ランディングページの作成

子育て世帯等に住宅施策の内容等を分かりやすく伝え、施策の実効性を高める（補助申請件数の増加等につながる）ランディングページを作成する。なお、以下の内容を盛り込むことを想定しており、委託者が既に作成した資料等は必要に応じ受託者に提供する。また、ランディングページは県のホームページ又は受託者のホームページに掲載するものとする。

ア 対象地域の紹介

通勤・買物等の生活利便性が高く、暮らしやすい住環境を備えた地域の魅力を紹介する。

イ 施策の紹介

子育て世帯等への住宅施策の内容を分かりやすく紹介する。

(3) ランディングページと住宅情報掲載サイトとの連携

ランディングページと住宅情報掲載サイトを相互に連携し、子育て世帯等が施策情報と物件情報を同時又は交互に閲覧し、施策の活用と物件の選定を促進する。

(4) ターゲット広告

広報のターゲットの特性を踏まえた効率的・効果的な手法により、ランディングページへ誘導するために、以下の広告を想定している。また、事前に県と協議の上、媒体ごとに広告表示回数を明確にするとともに、それぞれに配分する広告費及びその配分理由も明確にすること。

なお、掲載・配信期間は令和7年7月から令和8年3月までを想定している。また、3か月に1回程度配信実績から内容の見直しを行い、改善を行う。

ア SNS広告

Facebook、Instagram、X（旧Twitter）などにバナーを表示する。

イ 受託者が情報を保有するターゲットへの広告

受託者が独自に情報を保有する広報のターゲットとなる顧客に対し、広告を配信する。

(5) 広告デザインの作成

子育てしやすい住宅・住環境を確保するための子育て住宅総合支援事業のイメージを伝えるためのイラストをデザインする。

(6) ポスター・チラシの作成

ランディングページに誘導するため、Web媒体、紙媒体の両方において活用できる汎用性のあるポスター、チラシを作成する。なお、(5)のデザインに準じたものとする。ことも可能とする。

ア 原稿の作成

イ 印刷

ポスター：1,000部

チラシ：4,000部

ウ 関係機関（県・市町等行政機関、建築・不動産関係団体）等（約40箇所）への送付

(7) 実施効果の測定

広報の実施効果について、その効果を測定・分析し、報告することとし、効果の目標値や効果測定の手法を事前協議において提案すること。なお、補助申請件数と広告実績（広告表示回数、クリック回数等）の相関性を分析できる効果測定が望ましい。

(8) その他

広報全体について、独自提案・追加提案は可能とする。

5 実績報告

(1) 受託者は成果品を活用した広報の実施後、速やかに業務全体の実績報告書を委託者に提出すること。また、成果品はデータにて納品すること。

6 留意事項

(1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。

- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。
- なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、成果品は全て委託者に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。